**秩父市結婚新生活支援事業（令和6年度）**

**秩父市結婚新生活支援事業対象者確認シート**

この確認シートで、対象者に該当する場合は、結婚新生活支援事業補助金の申請をできる場合がありますので、問合せ先へお問い合わせください

結婚を機に、秩父市内にある住宅を新たに購入・賃借した方で、

以下、**全てに当てはまれば**、この補助金の対象になる可能性があります。

□　令和6年1月１日から令和7年３月３１日までの期間に婚姻届を提出し受理された夫婦

□　婚姻届を受理された日において、夫婦が共に３９歳以下

□　申請日において、秩父市内に夫婦のいずれかの住民登録がある

□　申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる**秩父市内の住宅**に住所を有している

□　市税等の滞納がない

□　過去に夫婦の双方が本補助金（他自治体の同趣旨も含む）の交付を受けていない。

□　申請日において、直近の所得証明書等において、夫婦の所得を合算した金額が、

**500万円未満**

（※年収や手取り収入とは異なります。給与収入の場合、年収680万円未満が目安です）

所得については裏面もご確認ください

　**夫婦の所得確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | 配偶者 |
| 氏　　　　名 | 　　　　 |  |
| 所得金額（R5.1.1～12.31）　※Ｒ5年度課税証明書の**合計所得金額** | 　円 | 　円 |
| 夫婦の所得金額合計　　　　　　　（Ａ） | 　 円 |
| 貸与型奨学金の年間返済額　　　 （Ｂ）（R5.1.1～12.31）※夫婦共に返済している場合は合算 | 　　　　　　　　円 |
| 判定する所得金額　 （Ａ）－（Ｂ） | 　　　　　　　　　円 |

500万円未満の場合、所得の要件を満たします

補助金給付を受けるにあたって、市が指定する、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する

取組に参加をすることが必要です。



　　**問合せ**

　秩父市　総合政策部総合政策課

〒368-8686 秩父市熊木町8番１５号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp

所得とは？

　・給与所得者の場合：１年間の給与等の収入金額－給与所得控除金額

　・自営業の場合：１年間の売上金額－必要経費

　　個人に複数の所得がある場合は、合算してください。

給与所得者の所得金額とは？（源泉徴収票の見方）



**５**

秩父市熊木町８－１５

１２３４５６７８９０１２

秩父 太郎

ﾁﾁﾌﾞ　ﾀﾛｳ

**4 500 000**

**3 160 000**

**1 020 000**

**118 900**

給与

**540 000**

給与所得控除後の金額で判定します

所得確認表の記載例

（給与所得のみの場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | 配偶者 |
| 氏　　　　名 | 　　　　秩父　太郎 | 秩父　花子 |
| 所得金額（R５.1.1～12.31）　※Ｒ６年度課税証明書の**合計所得金額**※申請時に無職の場合は、０円とする | 3,160,000　円 | 500,000　円 |
| 夫婦の所得金額合計　　　　　　　（Ａ） | 3,660,000　　 円 |
| 貸与型奨学金の年間返済額　　　 （Ｂ）（R５.1.1～12.31）※夫婦共に返済している場合は合算 | 204,000　　　　　　　　　円 |
| 判定する所得金額　 （Ａ）－（Ｂ） | 3,456,000　　　　　　　　　円 |

５00万円未満のため、所得の要件を満たします